

2023年12月1日

NISAに関する約款の一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

すでにご案内のとおり、2024年1月よりNISA制度が改正されます。

本改正に伴い、NISAに関する約款を一部改定いたしますので、お知らせいたします。

また、改定後の約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

敬具

約款改定日

改定日	2024年1月1日(月)
-----	--------------

対象となる約款

- (1) 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

主な改定内容

- (1) 2024年1月以降に設定される新しいNISA口座の勘定(特定累積投資勘定(つみたて投資枠)および特定非課税管理勘定(成長投資枠))にかかる規定を追加します。
- (2) 現行NISA口座での投信自動積立は、原則、新しいNISA制度に引き継ぎます。
ただし、現行NISA制度での投信自動積立のファンドが、新しいNISA制度の適用対象外ファンドの場合は、投信自動積立は課税口座(特定口座または一般口座)に引き継ぎます。
- (3) 2023年12月末までに現行NISA口座にて購入いただいた投資信託から2024年1月1日以降に分配金が発生した場合には、新しいNISA口座の年間投資枠の有無にかかわらず再投資は課税口座(特定口座または一般口座)で再投資されます。
- (4) 2024年1月1日時点で18歳未満のお客さまのジュニアNISA口座の投資信託残高は、継続管理勘定に移管します。
- (5) 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款の名称を「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」に変更します。